

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例(平成24年11月9日京都市条例第16号)(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)

京都市西京極総合運動公園補助競技場及び野球場について、市民のスポーツ施設の利用促進を図るため、供用時間を延長し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の上限額を設定する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 補助競技場における供用時間の延長

区分	現 行	改 正 案
部分利用	午前7時から午後7時までの間において、市長が定める。	午前7時から午後9時までの間において、市長が定める。

2 野球場における供用時間の延長

	現 行	改 正 案
特定利用	午前8時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで
その他	午前9時から午後9時まで	

備考 「特定利用」とは入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。

3 野球場における供用時間の延長に伴う利用料金の上限額の追加設定

従前設定した「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後5時まで」、「午後5時30分から午後9時まで」及び「午前9時から午後9時まで」の料金設定を残したまま、新たに以下の料金設定を追加する。

区 分		アマチュアスポーツ		その他	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
休 日 等	午前7時から正午まで	円 56,000	円 76,000	円 168,000	円 227,000
	午前8時から正午まで	43,000	59,000	130,000	177,000
	午前7時から午後9時まで	138,000	188,000	410,000	565,000
	午前8時から午後9時まで	125,000	171,000	372,000	515,000
そ の 他 の 日	午前7時から正午まで	41,000	58,000	123,000	175,000
	午前8時から正午まで	32,000	45,000	96,000	136,000
	午前7時から午後9時まで	101,000	142,000	307,000	429,000
	午前8時から午後9時まで	92,000	129,000	280,000	390,000

備考 1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義とするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

2 上記表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第16号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中

を

陸上競技場兼球 技場	全面利用	午前9時から 午後9時まで
	特定全面 利用A	午前7時から 午後9時まで
	特定全面 利用B	午前8時から 午後9時まで
	部分利用	午前7時から 午後7時まで の間において ,別に定める。
補助競技場	全面利用	午前9時から 午後5時まで
	特定全面 利用A	午前7時から 午後5時まで
	特定全面 利用B	午前8時から 午後5時まで
	部分利用	午前7時から 午後7時まで の間において ,別に定める。
野球場	特定利用	午前8時から 午後9時まで
	その他	午前9時から 午後9時まで

陸上競技場兼 球技場	全面利用	午前7時から 午後9時まで
	部分利用	午前7時から 午後7時まで の間において ,別に定める。
	全面利用	午前7時から 午後5時まで

に改め、同表備考を削る。

補助競技場	部分利用	午前7時から 午後9時まで の間におい て、別に定め る。
	野球場	午前7時から 午後9時まで

」

別表第2 陸上競技場兼球技場の項から野球場の項までを次のように改める。

陸上競 技場兼 球技場	全面利用	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場 合	A	88,000	A	66,000	64,000	49,000	64,000	49,000	D	216,000	D	164,000		
				B	68,000	B	51,000					E	196,000	E	149,000		
				C	48,000	C	36,000					F	176,000	F	134,000		
			入場料を徴 収する場合	A	108,000	A	78,000	76,000	59,000	76,000	59,000	D	255,000	D	196,000		
				B	80,000	B	61,000					E	232,000	E	179,000		
				C	57,000	C	44,000					F	209,000	F	162,000		
		その他	入場料を徴 収しない場 合	A	261,000	A	198,000	191,000	147,000	191,000	147,000	D	643,000	D	492,000		
				B	202,000	B	154,000					E	584,000	E	448,000		
				C	143,000	C	110,000					F	525,000	F	404,000		
			入場料を徴 収する場合	A	328,000	A	246,000	240,000	184,000	240,000	184,000	D	808,000	D	614,000		
				B	254,000	B	192,000					E	734,000	E	560,000		
				C	180,000	C	138,000					F	660,000	F	506,000		
部分利用(1人1回につき)				300													
補助競 技場	全 面 利 用		A	29,200	A	22,200	21,000	16,000					D	50,200	D	38,200	
			B	22,600	B	17,100							E	43,600	E	33,100	
			C	16,000	C	12,000							F	37,000	F	28,000	
	部分利用(1人1回につき)				300												
		入場料を徴収しない場合	A	56,000	A	41,000	41,000	30,000	41,000	30,000				D	138,000	D	101,000
			B	43,000	B	32,000								E	125,000	E	92,000
			C	30,000	C	23,000								F	112,000	F	83,000

野球場	アマチュア スポーツ	入場料を徴収する場合	A	76,000	A	58,000	56,000	42,000	56,000	42,000	D	188,000	D	142,000
			B	58,000	B	45,000					E	171,000	E	129,000
			C	42,000	C	32,000					F	154,000	F	116,000
		入場料を徴収しない場合	A	168,000	A	123,000	123,000	92,000	123,000	92,000	D	410,000	D	307,000
			B	130,000	B	96,000					E	372,000	E	280,000
			C	92,000	C	69,000					F	338,000	F	253,000
	その他	入場料を徴収する場合	A	227,000	A	175,000	169,000	127,000	169,000	127,000	D	565,000	D	429,000
			B	177,000	B	136,000					E	515,000	E	390,000
			C	127,000	C	97,000					F	465,000	F	351,000

別表第2備考1中「特定全面利用Aにあつては」を「陸上競技場兼球技場，補助競技場及び野球場にあつては，」に改め，「，特定全面利用Bにあつては午前8時」を削り，同備考中3を削り，4を3とし，5を4とし，6を5とし，7を6とし，8を7とし，9を8とし，8の次に次のように加える。

9 A欄からF欄までに掲げる額は，それぞれ次に掲げる時間帯において運動公園の施設を利用した場合について適用する。

- (1) A欄 午前7時から正午まで
- (2) B欄 午前8時から正午まで
- (3) C欄 午前9時から正午まで
- (4) D欄 午前7時から午後9時（補助競技場の全面利用にあつては，午後5時。(5)及び(6)において同じ。)まで
- (5) E欄 午前8時から午後9時まで
- (6) F欄 午前9時から午後9時まで

別表第2備考15中「野球場の特定利用(」を削り，「ために」の右に「野球場を」を加え，「場合をいう。)に係る」を「場合の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市西京極総合運動公園の陸上競技場兼球技場、補助競技場及び野球場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)